

学校宛

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和5年3月27日

朝来市教育委員会

新型コロナウイルス感染の急拡大が止まらず、本県において令和4年1月27日からまん延防止等重点措置が実施されました。令和4年3月21日をもって解除されましたが、引き続き本県では、感染再拡大防止のための対策が実施されます。

については、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続き注意喚起願います。

なお、国においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされています。

1 教育活動について

【令和5年4月1日～】

○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行う。

○教職員や児童生徒の発熱等体調不良時には、出勤・登校させないことを徹底する。

○マスク着用の取扱い

〔基本的な考え方〕

- ①児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ②マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨。
 - ・登下校時(通勤ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ③基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行うこと。
- ④学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策(十分な換気の実施や大声での会話は控える等)を講じることが望ましい。
- ⑤新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること。(ただし、マスクの着用を強いることがないようにすること)
- ⑥咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。